

設置ステーションマニュアル

—大阪府在宅患者災害時支援体制整備事業—

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
災害対策検討委員会作成(2020年1月発行)

2023年 6月改定

2023年 11月改定

A. 設置ステーションの皆様へ（はじめに）

B. 簡易発電機の使用方法

－使用マニュアル（簡易版）－

◎A1（始動方法）～A4（停止方法）◎非常用電源使用時チェック項目

－管理マニュアル（簡易版）－

◎B1（運搬方法）～B4（整備と点検）

C. 簡易発電機等の運用マニュアル（設置ステーション用）

◎平常時の発電機等の運用と注意点 平常時の発電機等運用フロー図

◎発災時の発電機等の運用と注意点 発災時の発電機等運用フロー図

D. 資料集

◎設置ステーション委託書

◎様式 1-① 簡易発電機・蓄電池 貸し出し（研修・訓練）時の注意事項

◎様式 1-② 簡易発電機等の貸し出しおよび使用申請書（研修・訓練時等）

◎様式 2-① 簡易発電機等を使用するに当たっての注意事項（利用者登録申請時用）

◎様式 2-② 簡易発電機等の貸し出し登録申請

◎様式 3-① 簡易発電機等 登録申請時・使用時の注意事項（訪問看護 ST 確認用）

◎様式 3-② 簡易発電機等の貸し出し使用申請書（災害時）

◎別添1：非常用電源等、発電機の使用研修受講証明書

◎別添2：登録者リスト（票）

◎別添3：発電機（蓄電池）使用チェックリスト・報告書

E. 物品リスト

非常用電源等の物品リスト

医療資材等（リュック）等の物品リスト（各ブロックにより異なる）

F. 簡易発電機等の梱包、開封時の注意点

G. その他

発電機の保証書のコピー

蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

発電機の簡単操作手順ガイド・発電機安心電源パック・送り状 他

（透明ファイルにまとめて入っています）

A. 設置ステーションの皆様へ

はじめに

日頃より、当協会の事業にご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、大阪府では、大阪府在宅患者災害時支援体制整備事業により、2019年度より、簡易発電機等を配置・管理する拠点として、府内44カ所に設置ステーションを設けることとなりました。

在宅人工呼吸器装着患者が、災害発生など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼働させるには、容量不足があると考えられます。このため、当協会は、大阪府から本事業の実施の委託を受けました。

災害発生時の対応は、利用者個人のセルフケアで対処して頂くのが基本ですが、緊急時には通電地域にも行けない、準備していた予備電源が使用できないなどの支障が出ることも想定されます。

設置ステーションには、これら①非常用電源等の管理 ②貸出しのための手続き等（発災時、平時の研修会等）にご協力いただきます。

設置ステーションは、府下11ブロック（2次医療圏域、大阪市は4地域）ごと、4カ所の訪問看護ステーションにお願いしており、原則2年の交代制となります。

本事業について及び、発電機等の取り扱い、管理方法については、本マニュアルに掲載しておりますので、どうぞご参照ください。

（当協会のホームページに、本事業の取り組みの報告、「災害発生時の電源確保のための自助対策マニュアル」にも随時掲載してまいりますので、併せてご確認ください。）

本事業の趣旨をご理解していただき、ご協力をお願いいたします。

[お問い合わせ]

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

〒542-0012 大阪市中央区谷町6丁目4番8号 新空堀ビル 205号

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

B. 簡易発電機の使用方法 (簡易マニュアル)

<使用マニュアル>

- 表紙 表紙裏面:利用者への注意事項
- A-1 発電機始動方法
- A-2 機器との接続
- A-3 ボンベの交換
- A-4 発電機の停止～使用後
非常電源使用时チェック項目

<管理マニュアル>

- B-1 運搬方法
- B-2 使用前の点検
- B-3 管理の方法
- B-4 整備と点検

C. 簡易発電機等の運用マニュアル (設置ステーション)

I 平常時の簡易発電機等の運用と注意点

※設置ステーション(発電機の保管ステーション)の任期と役割等について

1. 簡易発電機を使用する可能性のある利用者のリスト作成について
2. 大阪府訪問看護ステーション協会への報告について
3. 研修会・訓練等の使用を目的とした簡易発電機の貸し出し手順
4. 平時の発電機等運用フロー図

II 発災時の簡易発電機等の運用と注意点

1. 設置ステーションの利用者への貸し出し手順
2. ブロック内訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順
3. 他のブロックの訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順
4. 情報の公開(設置ステーション・貸し出し状況)と‘拠点間移動’
5. 発災時の発電機等運用フロー図

簡易発電機等の運用マニュアル(設置ステーション)

※ 設置ステーション(発電機等の保管ステーション)の任期と役割等について

- ① 大阪府訪問看護ステーションの各ブロック会で検討し、決定します。
- ② 設置ステーションは原則 2 年に 1 回 ブロック会で検討し、変更または更新してください。
- ③ 設置ステーションになると 大阪府訪問看護ステーション協会のホームページに事業所と連絡先を掲載します。
- ④ 設置ステーションは「設置ステーション委託書」を熟読しご理解のうえ ご協力をお願いします。
- ⑤ 設置ステーションが、ブロック内の訪問看護ステーションの看護師等に、簡易発電機の使用法の研修を開催する場合は、研修受講後「発電機使用方法受講証明書」(別添1)を参加者に交付してください。(記入は、参加者によって記入していただいて結構です。ホームページからのダウンロードも可能です。)(利用者登録をする訪問看護ステーションでは、研修の受講は必須です。)
- ⑥ 設置ステーションは、定期的なメンテナンスを行い常に使用できる状態にしておいてください。(点検や研修に使用するガスボンベやエンジンオイルはブロック会で費用を負担します。)
- ⑦ 年に 2 回、大阪府訪問看護ステーション協会に、簡易発電機の使用状況の報告をお願いします。(以下 I-3を参照)

I 平常時の簡易発電機の運用と注意点

1. 簡易発電機を使用する可能性のある利用者のリスト作成(貸出登録)について

- ① 人工呼吸器使用中の利用者で 災害等の停電時に発電機等の貸し出しを希望される場合、事前に、様式 2-①を渡し、本マニュアルにある事項を十分理解していただいでください。その上で発電機等の貸し出し登録申請書(様式2-②)に必要な事項を記載していただき、利用者と利用ステーションの双方で保管し、利用ステーションから設置ステーションへ申請してください。設置ステーションでは、利用者登録リスト(別添2)を作成してください。
- ② 登録情報に関して、利用者の同意を得て設置ステーション間で登録情報を共有し、慎重に管理してください。
- ③ 利用者情報を提供した訪問看護ステーションは、申請した利用者の住所変更や使用予定場所の変更、死亡等があれば随時連絡してください。また設置ステーションも定期的に確認をしてください。

2. 大阪府訪問看護ステーション協会への報告について

- ① 設置ステーションは、年 2 回 発電機の使用状況・点検状況を「簡易発電機・蓄電池使用チェックシート」(別添3)にて 大阪府訪問看護ステーション協会事務局にFax等で報告してください。
- ② 大阪府訪問看護ステーション協会は、年1回大阪府に報告を行います。
- ③ 発電機等の管理において何か問題等があれば、各ブロックの災害対策検討委員に連絡、または、大阪府 訪問看護ステーション事務局に連絡してください。

3. 研修会・訓練等の使用を目的とした簡易発電機の貸し出し手順

- ① 簡易発電機は、発災時の使用だけではなく、日頃から研修・訓練等でできる限り多くの訪問看護師等が、使用方法を熟知するために活用できるものとしします。

② 設置ステーションで研修や訓練を行った場合は、研修・訓練を受けた看護師に対して「発電機使用方法受講証明書」が交付されます。設置ステーションが記入し交付又は受講者自身で記入していただいでください。

(様式は当会ホームページからもダウンロードできるようになっています)

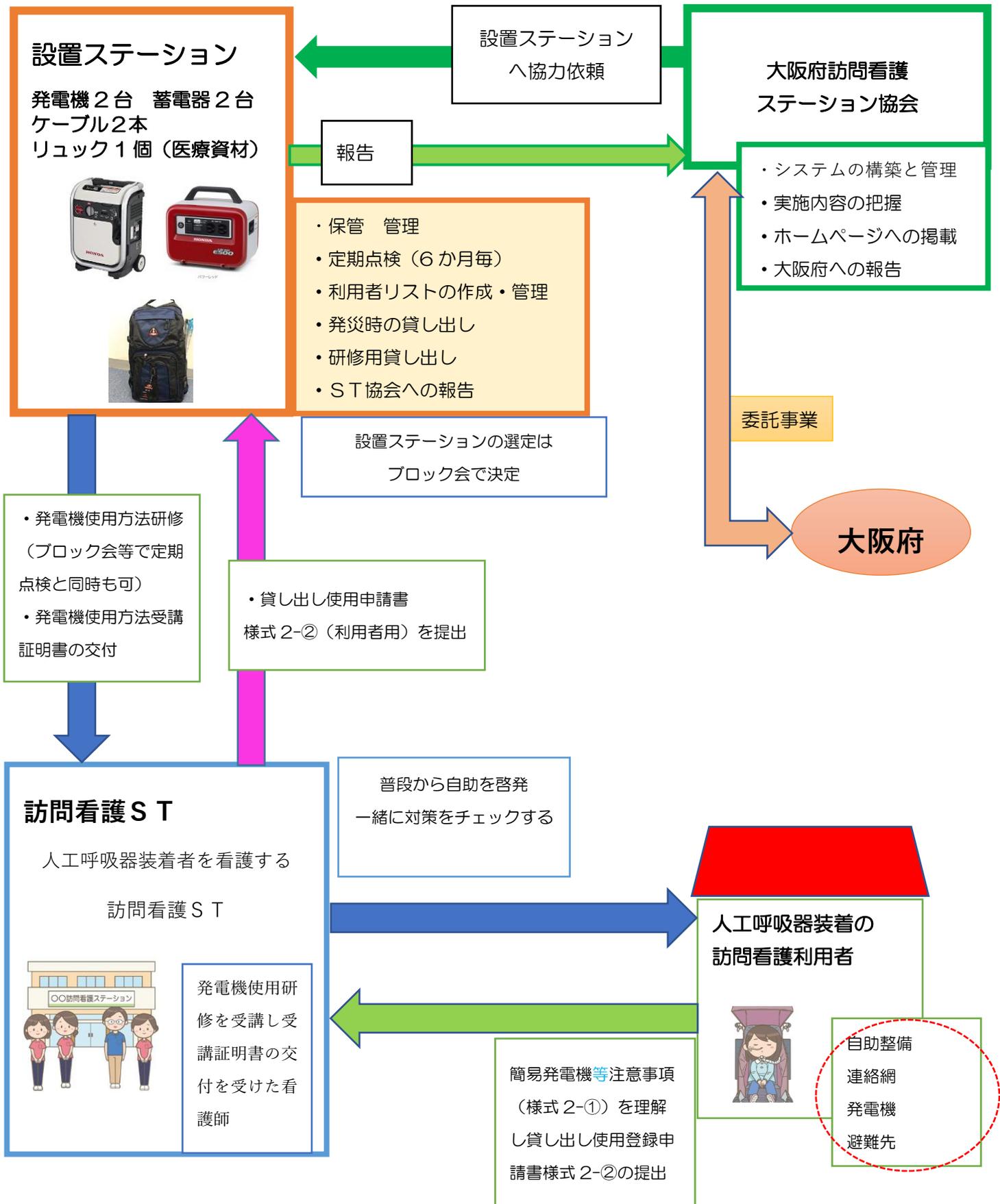
③ 研修のための貸し出しを希望するステーション(複数のステーションが一緒に行う場合も含む)は、設置ステーションに貸し出しの予約をします。

研修のための貸し出しの希望があった場合は、様式 1-①の注意事項を理解していただき、様式 1-②の貸し出しおよび使用申請書を記入していただいでください。様式 1-②は設置ステーションおよび申請するステーション双方で保管してください。(複数のステーションが一緒に行う場合は研修・訓練実施の責任者のステーションが申請を行う)

- 貸し出し時や返却時の発電機の状況については、貸す側、借りる側の双方で異常がないかどうか確認してください。

4. 簡易発電機等運用 フロー図（平時の運用）

1 平時からの事前準備と貸し出し手順



II 発災時の簡易発電機等の運用と注意点

1. 設置ステーションの利用者への貸し手順

(設置ステーションが、当該ステーションの利用者に貸し出す場合)

1) 簡易発電機等の貸し出しにおける注意事項の事前周知

- ① 設置ステーションが簡易発電機等を利用者に貸し出す際は、必ず事前に「簡易発電機等登録申請時・使用時の注意事項(訪問看護 ST 確認用)」(※様式3-①)を借りに来られた ST と再確認してください。
- ② 簡易発電機の作動に際しては、訪問看護ステーションの看護師は支援を行いますが、それに伴う人工呼吸器の不具合や病状変化に関しては責任を負わないことを利用者にも同意を得ておいてください。
- ③ 簡易発電機に使用するカセットボンベやエンジンオイルは、利用者に準備してもらってください。

2) 簡易発電機の使用方法

- ① 簡易発電機に添付のマニュアルを遵守してください。使用方法を間違えた場合のトラブルは、使用者の自己責任とします。
- ② 簡易発電機に添付しているマニュアルは紛失や破損のないように取り扱ってください。

2. ブロック内訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順

(ブロック内の訪問看護ステーション利用者に貸し出す場合)

1) 貸し出しの可否の確認

設置ステーションがブロック内の訪問看護ステーションの利用者(事前登録者)に、簡易発電機等を貸し出す場合(希望された場合)は、貸し出しを希望する訪問看護ステーションが、設置ステーションに、直接貸し出しの可否を確認します。

2) 貸し出し申請書の受け取りと貸し出し

- ① 貸し出し時には、「簡易発電機等登録申請時・使用時の注意事項(訪問看護 ST 確認用)」(※様式3-①)にある注意事項を熟読していただき、すべての項目に同意したうえで様式3-②に記載したものと引き換えに貸し出してください。
- ② 貸し出しの申し出が、複数の場合は、先着順として取り扱ってください。
- ③ 簡易発電機等を借りる際の移送に関しては、原則、当該利用者の担当訪問看護ステーションが、設置ステーションまで取りに行くこととします。

3) 返却

- ① ライフラインが復旧するなど、簡易発電機等が不要になれば、速やかに設置ステーションに返却するように促してください。
- ② 返却時は、貸し出しを行った物品が揃っているか、確認をお願いします。

3. 他のブロックの訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順

1) 貸し出し可否の確認

- ① 貸し出しを希望する訪問看護ステーションは、直接取りにいける地域の設置ステーションに電話等で連絡して予約してください。
- ② 他のブロックの利用者に簡易発電機等を貸し出す場合も、事前に当該地域の設置ステーションで登録されている利用者に限ります。

2) 貸し出し申請書の受け取りと貸し出し

- ① 貸し出しを希望するステーションは、貸し出し側の他ブロックの設置ステーションに対して「簡易発電機等登録申請時・使用時の注意事項（訪問看護 ST 確認用）」（※様式 3-①）にある注意事項を熟読していただき、すべての項目に同意したうえで様式 3-②に記載したものと引き換えに貸し出してください。
- ② 簡易発電機等は、借りる側の訪問看護ステーションが、他ブロックの設置ステーションに取りに行くようにしてください。

3) 返却

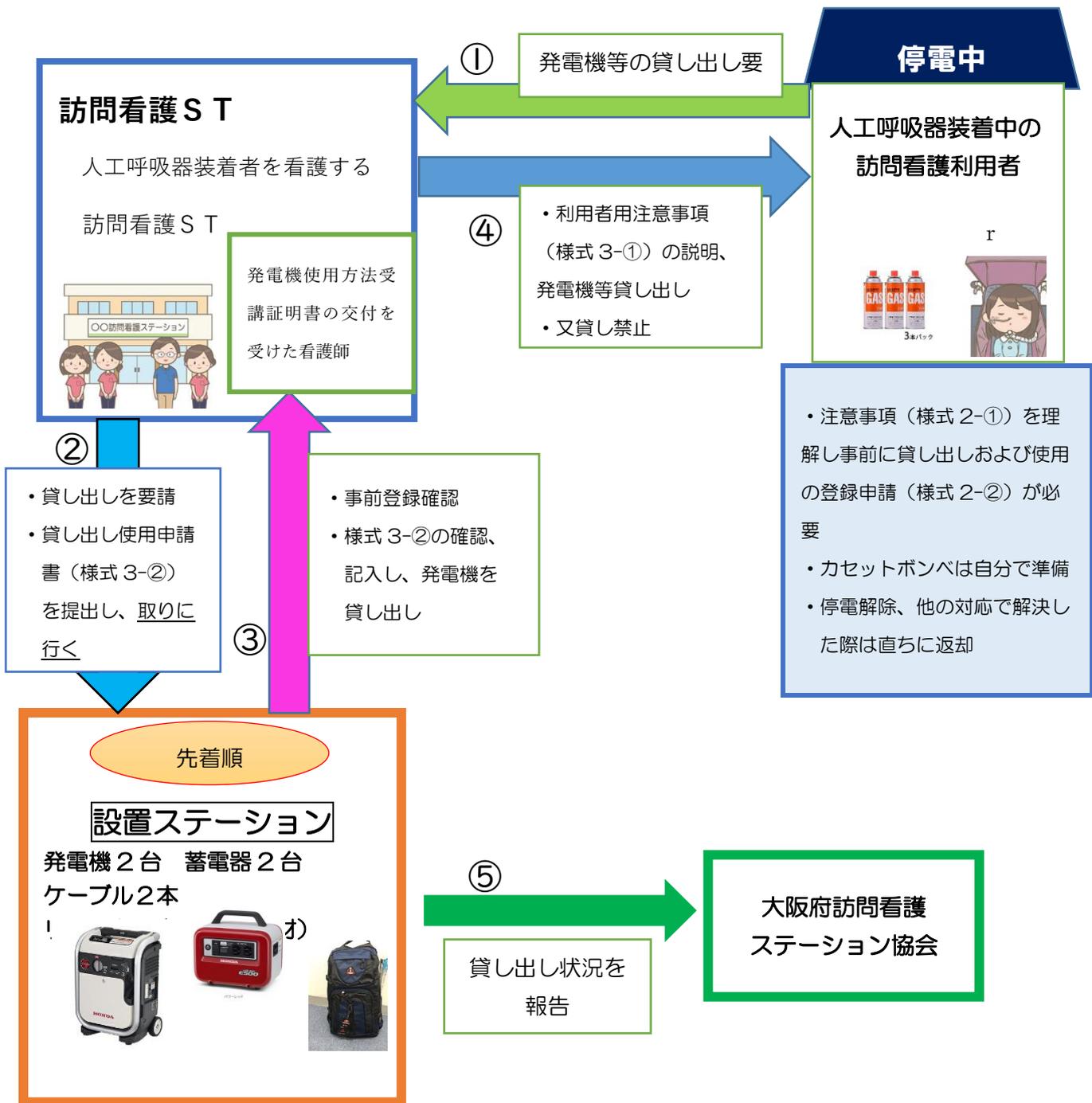
- ① ライフラインが復旧するなど、簡易発電機等が不要になれば、速やかに設置ステーションに返却するように促してください。
- ② 返却時は、貸し出しを行った物品が揃っているか、確認をお願いします。
- ③ 引き続き、他の地域の訪問看護ステーションの利用者への貸し出し希望があった場合、一旦元の設置ステーションに返却してから上記の手順で貸し出してください。（責任の所在があいまいになるような‘又貸し’はしないでください。）

4. 情報の公開（設置ステーション・貸し出し状況）と‘拠点間移動’

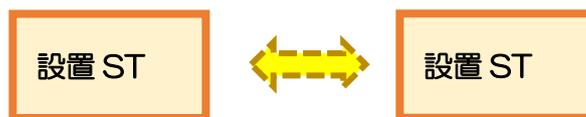
- ① 大阪府訪問看護ステーション協会では、平時よりのホームページ上に、設置ステーションの事業所名、住所等を公表しています。また、災害時には、設置ステーションの簡易発電機等の貸し出し状況をホームページで公表します。
- ② 災害時には必要に応じてブロック長（又はブロック内の災害委員）から、ブロック内の設置ステーションの発電機等の貸し出し状況を確認しますので報告をお願いします。貸し出し状況が報告され次第、速やかに大阪府訪問看護ステーション協会が、空き状況をホームページに一斉に公表します。
- ③ 被災状況により、設置ステーションから他地域の設置ステーションに、発電機等を移動させる場合があります。《設置ステーション間移動》

5. 簡易発電機等運用 フロー図（発災時の運用）

発災時（停電時）の発電機等の貸し出し手順



設置ステーション間で連携、情報共有



D. 資料集

- ◎設置ステーション委託書
- ◎様式 1-① 簡易発電機・蓄電池 貸し出し(研修・訓練)時の注意事項
- ◎様式 1-② 簡易発電機等の貸し出しおよび使用申請書(研修・訓練時等)
- ◎様式 2-① 簡易発電機等を使用するに当たっての注意事項(利用者登録申請時用)
- ◎様式 2-② 簡易発電機等の貸し出し登録申請
- ◎様式 3-① 簡易発電機等 登録申請時・使用時の注意事項(訪問看護 ST 確認用)
- ◎様式 3-② 簡易発電機等の貸し出し使用申請書(災害時)
- ◎別添1: 発電機使用方法受講証明書
- ◎別添2: 登録者リスト(票)
- ◎別添3: 発電機(蓄電池)使用チェックリスト・報告書

設置ステーション委託書

(委託元) 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
大阪市中央区谷町 6 丁目 4 番 8 号 新空堀ビル 205 号

(委託先 設置ステーション名)

殿

(委託期間) 年 月 日 ~ 年 3 月 31 日 (2年間)

【設置ステーションとは】

災害発生時など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼働させるには、容量不足があると考えられます。災害発生時の対応は、セルフケアで対処して頂くのが基本ですが、緊急時には通電地域にも行けない・準備していた予備電源が使用できないなどの支障が出ることも想定されます。そこで、大阪府では、大阪府在宅患者災害時支援体制整備事業により、2019年度より、簡易発電機等を配置・管理する拠点として、府内44カ所に設置ステーションを設けることとなりました。

【設置ステーションの役割】

災害発生時の、簡易発電機の貸し出しと、より安全な活用のために、平時からの簡易発電機の管理および研修を開催する。

《発災時の役割》

□ 発電機等の貸出

- 災害発生時に簡易発電機等を使用される対象は既に登録されている訪問看護利用中の方となります。
- 簡易発電機の使用に必要なガスボンベは、利用者負担となります。
- 貸し出し前には必ず動作確認を行い、リストより登録者であるかの確認をお願いいたします。
- 様式3-① 注意事項を理解していただいた上で、様式3-②貸し出し使用申請書にもれなく記入してもらって下さい。
- 自ステーションの発災時被害が甚大な場合は、被災の程度が少ない事業所へ急きょ拠点STを変更するなど臨機応変な対応をして頂くことは可能です。後日に報告してください。

《平時の役割》

- 登録者リストの作成：各ステーションからの事前申請を取りまとめてください。(別添2)
- 6ヶ月毎のメンテナンス(動作確認・消耗品等備品の確認)を行ってください。
- 貸出時に正しく指導できるよう日ごろからの職員間、ブロック内での定期的な研修・訓練を実施してください。
- 破損・動作しないなど故障があれば、速やかにブロック災害委員に報告してください。

《発電機等返却時の役割》

- 各訪問看護ステーションから設置ステーションへの、返却後は必ずメンテナンス及び動作確認を実施してください。

《報告》

- 災害が発生し、使用した場合は、当協会に報告をお願いします。(別添3)
- 6ヶ月毎のメンテナンス後に、管理状況を当協会までご報告ください。(別添3)
- 被災、更新により、設置ステーションを変更したときには、災害委員に報告してください。

《その他》

- 正しく管理して頂けていないと判断した場合、設置ステーションは他のステーションに変更します。
- 簡易発電機の配置・管理に関わる設置ステーションへの費用負担・費用弁償はありません。
エンジンオイル等備品は、当協会が負担します(ブロック会計費に計上しています)。

簡易発電機・蓄電池 貸し出し(研修・訓練)時の注意事項

【貸出目的】

人工呼吸器装着者の簡易発電機等の使用は、訪問看護師が安全にサポートできるよう、日頃から研修・訓練等を行うことが大切です。

当会では、簡易発電機等への知識・使用方法の熟知のために、訪問看護師などの支援者を対象とした、研修会・訓練の機会を各地域(設置ステーション)で行っています。

上記研修に参加できない場合や地域の多職種での簡易発電機等使用のための研修・訓練を行う場合は、本事業の簡易発電機等の貸し出しが可能です。

【注意事項】

- 研修・訓練のための貸し出しは、当会の研修・訓練を受けた訪問看護師が同席し、当該訪問看護師の監督下で行う場合にのみ許可します。
- 研修・訓練のための貸し出しを希望する場合は、別紙様式1-②貸し出し及び使用申請書に必要事項を記入し、設置ステーションに貸し出し及び使用申請をしてください。

《申請方法》

- ① 事前に、貸し出し希望の設置ステーションに連絡し、貸し出しの可否を確認する。
 - ② 様式1-②に、必要事項を記入し設置ステーションに提出する。(FAXでも可)
- 簡易発電機等の搬送は、借りる側の訪問看護ステーションが責任を持つこと。
(破損しないように注意してください)
 - 研修・訓練等で簡易発電機等を使用する場合は、人工呼吸器等の精密機器には接続しないでください。
当会及び、設置ステーションで研修や訓練を行った場合は、研修や訓練を受けた訪問看護師等に対し『発電機使用研修受講証明書』の発行をすることができます。(様式は当会ホームページからダウンロードできます。
研修をうけた訪問看護師が自身でご記入ください。)
 - 簡易発電機を発動させるためのカセットボンベは借りる側で準備をしてください。
 - 貸し出し時や返却時は、貸す側と借りる側の双方で故障等がないか確認してください。
 - 簡易発電機等を作動する際は、注意事項を厳守し安全な場所(屋内不可)で行って下さい。
また、簡易発電機等は水に弱く、水に濡れると感電や故障の原因となりますのでご注意下さい。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
住所 大阪市中央区谷町6丁目4番8号 新空堀ビル 205号
TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

簡易発電機等の貸し出し及び使用申請書(研修・訓練時等)

大阪府訪問看護ステーション協会
設置ステーション

殿

私は、注意事項(様式I-①)を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します。

申請日 令和 年 月 日

借受け責任者記入欄

ステーション名 _____ 責任者氏名 _____

住所 _____ 電話番号 _____

貸与期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

・貸借物品 簡易発電機 (台) 蓄電池(台) ケーブル(本)
その他()

設置ステーション記入欄

貸出日: 令和 年 月 日 _____ 借受け者氏名 _____

発電機機体番号 _____ 蓄電池機体番号 _____

.....
(以下は、返却時に記入すること)

返却日: 令和 年 月 日 _____ 返却者氏名 _____

・返却物品 簡易発電機 (台) 蓄電池(台) ケーブル(本)
その他()

発電機機体番号 _____ 蓄電池機体番号 _____

返却確認者氏名 _____

※ 本書は、設置ステーション・訪問看護ステーション(借受者)の相互で保管すること(複写可)

簡易発電機等を使用するに当たっての注意事項（利用者登録時申請用）

本事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業です。本注意事項をよくお読みいただき、ご了解いただいたうえで、申請をしていただきますようお願いいたします。

また、本事業の貸し出し対象である**簡易発電機**は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。**人工呼吸器専用のもではありません**ので、使用方法などマニュアルも熟読したうえで使用していただくようお願いいたします。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です。）

- 簡易発電機等は、マニュアル及び訪問看護ステーション（訪問看護師）の指示のもと、正しく使用して下さい。
- 災害時、担当する訪問看護ステーション及び設置ステーションの被災状況により簡易発電機等をお貸しできない可能性もあります。各ご家庭での簡易発電機、バッテリー及び蓄電池のご準備を推奨します。
- 簡易発電機に使用するカセットコンロ用ボンベは、使用者（患家）にて準備をお願いします。または、使用後に補充をお願いいたします。
- 簡易発電機を室内で使用すると、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、簡易発電機の室内使用は禁止とします。
- 簡易発電機を作動させると騒音が出ます。集合住宅や隣家とあまり離れていない場合には、あらかじめ使用されるご家族において近隣住民へのご説明をお願いします。
- ライフラインが復旧し（復電）簡易発電機等が不要になった場合は、速やかにご利用中の訪問看護ステーションに返却してください。
- 使用する住所地が申請時と異なる場合は、ご利用中の訪問看護ステーションまで速やかに連絡してください。
- 使用申請書記載情報は、簡易発電機等の貸出が速やかに行われるように、申請した設置ステーションから、同ブロック内の他の設置ステーション（発災時、必要に応じて他のブロックの設置ステーション）にも提供し、情報を共有します。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
住所 大阪市中央区谷町6丁目4番8号 新空堀ビル 205号
TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

簡易発電機等の貸し出し登録申請書

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション() 殿

私は注意事項(様式2-①)を十分理解した上で、災害発生時における発電機等の貸し出し登録を申請します

- 申請にあたり、簡易発電機等の貸し出し及び登録申請書の記載情報を貴設置ステーションより、同ブロック内の他の設置ステーション(発災時、必要に応じて他のブロックの設置ステーション)にも提供し、情報を共有することに同意します。

貸し出し物品 簡易発電機(台) 蓄電池(台) ケーブル(本)
その他()

申請日 令和 年 月 日

(ご利用者)住所

氏名 電話

(申請者/ご家族等)住所

氏名 続柄()電話

(訪問看護ステーション)

ステーション名

住所

管理者氏名

連絡先

簡易発電機等 登録申請時・使用時の注意事項（訪問看護ST確認用）

本事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業です。

本注意事項をよくお読みいただき、ご了解いただいたうえで、申請のサポートをしていただきますようお願いいたします。

また、本事業の貸し出し対象である簡易発電機は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。人工呼吸器専用のもではありませんので、使用方法などマニュアルも熟読したうえで使用していただく様お願いいたします。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です。）

- 下記内容を事前に熟読しておいてください。様式3-②と交換に発電機等をお貸しします。
- 本事業における簡易発電機等の貸し出しは、訪問看護利用中のかたのみです。
- 設置ステーションの被災等で発電機等の貸出ができない場合があります。このような事態を想定し、利用者にはできるだけ個々のご家庭で事前に発電機、もしくはバッテリーや蓄電池を多めに持っていただくよう日頃から勧めてください
- 利用者には利用者用の注意事項を必ず説明・再確認してください
- 使用する所在地が申請時と異なる場合は、設置ステーションに速やかに連絡してください
- 訪問看護ステーションは発電機を講習・練習用に借りることができます（いざと言う時使用できるための講習や練習以外には使用しないでください。返却時は動作確認してください）
- 簡易発電機の使用研修は、事前に必ず受講して下さい。（始動は研修を受けた職員のみとします）
- 利用者に発電機を渡すだけの業務ではありません。初めて発電機を使用する利用者（また、呼吸器の他の機種では使用経験があるが、今回は違う機種種の呼吸器である場合も含む）の場合、必ず「発電機使用方法受講証明書」（→マニュアル P20 にあります。）を持っている訪問看護ステーションスタッフ（看護師・准看護師・セラピスト）と一緒に起動し、動作確認をしてください。発電機との接続終了時やボンベの交換は家人にて行ってもらいます。（夜間の発電機始動は大きな音がしますので、夜は可能であれば、予備バッテリーの使用を指導してください。）
- 呼吸器の動作が不良である場合蘇生バッグによる人工呼吸を行って下さい。
- 不誠実と判断できる対応や、練習不足と判断される謝った使用方法で発電機や呼吸器が故障した場合は、対応した看護師および事業所に修理にかかる費用等が請求される場合があります。
- 破損・動作しないなど故障があれば速やかに設置ステーションに連絡してください。
- ライフラインが復旧し（復電）発電機等が不要になった場合は、速やかに返却してください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

住所 大阪府中央区谷町 6 丁目 4 番 8 号 新空堀ビル 205 号

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

簡易発電機等の貸し出し使用申請書(災害時)

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション()殿

私は、注意事項(様式3-①)を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します

ステーション名 _____

住所 _____ 連絡先: _____

貸借日 令和 年 月 日

貸借物品 簡易発電機 (台) 蓄電池(台) ケーブル(本)
その他()

発電機機体番号 _____ 蓄電池機体番号 _____

借りに来た人の氏名 _____

対象となる利用者(登録者)氏名 _____

貸出者氏名 _____

.....

(以下は、返却時に記入すること)

返却日 令和 年 月 日

返却物品 簡易発電機 (台) 蓄電池(台) ケーブル(本)
その他()

発電機機体番号 _____ 蓄電池機体番号 _____

返却に来た人の氏名 _____

返却確認者氏名 _____

設置ステーション(発電機設置拠点)の連絡先
ステーション名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

発電機使用方法受講証明書

- 設置ステーションが行う「発電機使用方法」の研修修了者に発行されます。
- 安全に使用して頂くため、発電機を使用する時、必ず「発電機使用方法受講証明書」を持っている訪問看護ステーションスタッフが一緒に起動、動作確認をします。
(発電機の始動等は、研修・訓練を受けた看護師のみとしています)
- 「発電機の使用法」の研修に参加されましたら、下記の用紙に、研修受講年月日、ステーション名、氏名、を記入して携帯し、発電機を借り受ける際には提示し、受講済である確認を受けてください。

 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏名) _____</p>	 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏名) _____</p>
 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏名) _____</p>	 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏名) _____</p>
 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏名) _____</p>	 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏名) _____</p>

ネームプレートなどに入れて携帯してください。

別添2 登録者リスト (ブロック・設置ステーション:) No.

No.	登録利用者の氏名	登録利用者の住所	担当訪問看護ステーション名 (担当者;)	訪問看護ステーション連絡先
1			(担当者;)	TEL FAX
2			(担当者;)	TEL FAX
3			(担当者;)	TEL FAX
4			(担当者;)	TEL FAX
5			(担当者;)	TEL FAX
6			(担当者;)	TEL FAX
7			(担当者;)	TEL FAX
8			(担当者;)	TEL FAX
9			(担当者;)	TEL FAX
10			(担当者;)	TEL FAX

登録者リスト (ブロック・設置ステーション:) No.

No.	登録利用者の氏名	登録利用者の住所	担当訪問看護ステーション名 (担当者;)	訪問看護ステーション連絡先
1			(担当者;)	TEL FAX
2			(担当者;)	TEL FAX
3			(担当者;)	TEL FAX
4			(担当者;)	TEL FAX
5			(担当者;)	TEL FAX
6			(担当者;)	TEL FAX
7			(担当者;)	TEL FAX
8			(担当者;)	TEL FAX
9			(担当者;)	TEL FAX
10			(担当者;)	TEL FAX

別添3 発電機使用チェックリスト・報告書 (

ブロック 設置ステーション:

) 発電機No. _____

チェック日(年月日)	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
始動 手順 A-1~A-4 の通りできた。						
始動に問題なかった。						
※「問題あり」の場合は協会又は報告のこと						
作動 作動目的	点検・研修 訓練・災害	点検・災害 その他()				
作動時間小計 (初回 20 時間、以降 100 時間作動毎)	時間 分					
積算時間 (前回オイル交換後からの積算時間)	時間	時間 分				
オイル交換 (初回 20 時間、以降 100 時間作動毎)	済・未	済・未	済・未	済・未	済・未	済・未
備品確認 非常用電源及び備品の確認	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり					
不足物品の種類・数						
確認者氏名						
備考						
ステーション協会への報告日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

FAX 送信先：大阪府訪問看護ステーション協会 (06-6767-3801)

E. 物品リスト

◎非常用電源等の物品リスト

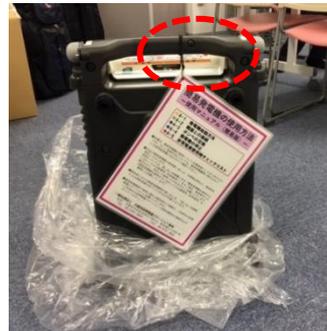
◎災害時応援医療材料(リュック)のリスト



リュックの上部にキーホルダーを
カラビナで装着



1. 発電機 (2台)



- 発電機 (HONDAエネポ) ×2台
- ラミネートマニュアル
表紙+A1~A5 計6枚

発電機の裏側にカードリングと綴り紐で装着

2. 蓄電池 (2台)



- 蓄電池 2台

3. ケーブル2本 (①と②各1本ずつ)

- ①蓄電池と発電機をつなぐためのケーブル
- ②車のシガーソケットから電源を取る際のケーブル
(蓄電池と繋ぐ)

※3 個口延長コード 10mケーブルは、医療資材リュック内



4. その他

- エンジンオイル 2本
- ガスボンベ 12本
- エンジンオイル 廃棄用トレー
- エンジンオイル 給油用ボトル



F. 簡易発電機等の梱包・開封時の注意点

(設置ステーションが移動する場合)

◎設置ステーションは、原則 2 年に 1 回、変更となります。この際、下記のように、移動前の物品のチェック、移動後の動作確認と物品のチェックを行っていただきます。

★移動前の物品のチェックを確実に

◎設置ステーションが移動となった場合などには、本マニュアル(設置ステーションマニュアル)及び、非常用電源等、医療資材等(リュック)等の物品を、物品リスト表(チェックリスト等)を用いて確実に次の設置ステーションへお渡しください。

★宅配等を行う場合はご注意ください

◎やむを得ず、宅配等で簡易発電機等をお送りされる場合は、機器が破損しないように、専用段ボールに入れていただくか、緩衝材等を使用の上で、段ボール箱に入れるなど、破損がないようご注意ください。

(エンジンオイルの挿入口が必ずきちりしまっているか、残留ガスが残っていないか)

◎設置ステーションが移動するために、宅配等に要した費用は、ブロックの災害費を使用してください。

★発電機の動作確認を速やかに(受け取った側)

◎発電機を受け取った設置ステーションでは、「発電機使用チェックリスト」を使用し、できる限り速やかに、発電機が動くかの作動確認をしてください。

[安全に作動、終了できるよう、使用マニュアル(A1~A5)を用いて、安全に行ってください。]

この時、オイル交換日のチェック(※オイル交換は、初回 20 時間、以降 100 時間使用毎に交換)なども行いましょう。

★収納方法

◎発電機は、停止後、発電機の残留ガスを使い切ってから、収納して下さい。

段ボールは捨てないようにして下さい。(平時は、段ボール保管をお勧めします。)

◎設置ステーション用マニュアル(本書)は、いつでも確認できるよう、わかりやすい場所に設置をお願いします。

★解らないことがある場合は

◎わからないことなどありましたら、ブロックの災害委員又は、当協会まで、お気軽にご連絡ください。

詳しい内容は、前述のC. 簡易発電機の運用マニュアル(設置ステーション用)をご参照ください。

G. その他

◎発電機の保証書のコピー

◎蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

◎発電機の簡単操作手順ガイド・発電機安心電源パック・送り状 他

(透明ファイルにまとめて入っています)

◎発電機の保証書のコピー

(ここにお入れ下さい)

◎蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

(ここにお入れ下さい)

◎発電機の簡単操作手順ガイド

発電機安心電源パック・送り状 他

(透明ファイルにまとめて、ここにお入れ下さい)